

第152回

長野県市長会総会

期 日 令和5年4月20日(木)

会 場 長野県自治会館 大会議室

目 次

総会次第	2
議題目次	3
議題	7
県等からの施策説明	38
出席者名簿	41

第 152 回 長野県市長会総会次第

令和 5 年 4 月 20 日 (木)
長野県自治会館 大会議室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 当 選 市 長 紹 介

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 会 議

会 務 報 告

議 題 審 議

県等からの施策説明

知事との意見交換 (冒頭のみ公開)

7 閉 会

議 題 目 次

I	事務局提出議題	7
1	協議事項	
	(1) 長野県市長会役員選挙及び長野県市長会相談役の委嘱について	
	(2) 長野県市長会の部会指定について	
	(3) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について	
	(4) 第182回北信越市長会総会について	
2	報告事項	
	(1) 次期長野県市長会定例会について	
	(2) 第153回長野県市長会総会について	
3	その他	
	(1) 令和5年度（公財）長野県市町村振興協会事業計画及び予算等について	

II 各市提出議題 8

- 総務文教分野 … 1 議題
 - 1 軽油引取税に係る課税免除措置の再延長について (上田市)

- 社会環境分野 … 5 議題
 - 2 児童手当の(仮称)「児童手当機構」による一元化等について (中野市)

 - 3 新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う医療機関への支援について (長野市)

 - 4 新型コロナウイルス感染症対策における感染管理認定看護師派遣の継続について (飯田市)

 - 5 救急安心センター事業(＃7119)の導入と周知について (小諸市、佐久市)

 - 6 日本下水道事業団との協定による工事発注に伴う入札への対応について (中野市)

- 経済分野 … 3 議題
 - 7 伝統的工芸品産業の支援について (飯田市)

 - 8 With コロナ時代・北陸新幹線延伸に向けた広域的な観光施策の充実について (須坂市)

 - 9 森林整備の推進について (飯田市、伊那市)

- 危機管理建設分野 … 1 議題
 - 10 空き家を除却した土地の固定資産税の減免に対する交付税措置について (千曲市)

Ⅲ 副市長・総務担当部長会議送付議題…………… 18

○ 総務文教分野 …… 2 議題

- 1 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充について (佐久市)
- 2 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について (飯山市)

○ 社会環境分野 …… 7 議題

- 3 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について (須坂市)
- 4 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について
(松本市、塩尻市、安曇野市)
- 5 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について (松本市)
- 6 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について (中野市、飯山市)
- 7 民生委員・児童委員制度の在り方と負担軽減について (飯田市、飯山市)
- 8 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
(長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市)
- 9 し尿処理施設の移転解体における財政支援について (伊那市)

○ 経済分野 …… 1 議題

- 10 分収造林契約地の契約満了時における住民等の負担軽減について (伊那市)

○ 危機管理建設分野 …… 6 議題

- 11 空き家問題を解決するための相続財産管理人選任の申立て等に係る費用の国費負担について (須坂市)

- 12 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について (中野市)
- 13 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進について (長野市)
- 14 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について (上田市)
- 15 高速道路に架かる市道橋の点検、補修に対する支援について (伊那市)
- 16 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について (伊那市、中野市)

I 事務局提出議題

1 協議事項

- (1) 長野県市長会役員選挙及び長野県市長会相談役の委嘱について・資料2-1、2-2
- (2) 長野県市長会の部会指定について・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-1、3-2
- (3) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について・・・・・・・・資料4
- (4) 第182回北信越市長会総会について
 - ア 日程について・・・・・・・・・・・・・・・・資料5
 - イ 分科会所属について・・・・・・・・・・・・・・・・資料6

2 報告事項

- (1) 次期長野県市長会定例会について
 - ア 日時 令和5年6月6日(火) 午後3時30分(予定)
 - イ 会場 都内(都市センターホテル)
- (2) 第153回長野県市長会総会について
 - ア 日時 令和5年8月24日(木)
 - イ 会場 諏訪市(開催市)

3 その他

- (1) 令和5年度(公財)長野県市町村振興協会事業計画及び予算等について・・資料7

II 各市提出議題

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・4・16 第146回総会；茅野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	総務部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	1 軽油引取税に係る課税免除措置の再延長について		
提案市	上田市		
提案要旨	令和6年3月31日に適用期限が到来する、軽油引取税に係る課税免除措置について、地域の産業や雇用を守るため、再延長することを要望する。		
提案理由	<p>この措置は、法令に定められた特定の用途について軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）が免除されるものであり、令和3年度の税制改正において令和6年3月31日まで適用期限が延長されている。</p> <p>スキー産業においては、索道事業者が使用するスキー場のゲレンデ整備車や降雪機に使用する軽油が免除措置を受けているが、この措置が無くなると索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域の観光産業や雇用にも悪影響を与えることが懸念される。近年の温暖化の影響による気温の上昇や積雪量の減少により、索道事業者が降雪機を使用する頻度も高まっており、スキー場の経営維持のため免除措置の延長を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>国内のスキー人口は、1990年代初頭のブームをピークに年々減少しており、菅平高原スキー場の利用者はピーク時と比較すると3割以下まで落ち込み、近年は20万人前後で推移している。さらにここ数年はコロナ禍という状況も重なる中で、索道事業者の経営環境は大変厳しい状況にあり、自助努力による経費の削減も限界に達している。広大なゲレンデを有する索道事業者がシーズン中に使用する軽油の量は膨大であり、制度が廃止されるとスキー場の経営を圧迫する要因のひとつとなりうる。</p> <p>なお、令和4年11月に菅平旅客索道協会長から上田市長、上田市議会議長に対し、政府関係機関に課税免除の特例措置の継続を求める意見書を提出するよう陳情書等が出されている。</p>		
関係法令	地方税法附則第12条の2の7		

区分	■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	内閣府
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 児童手当の（仮称）「児童手当機構」による一元化等について		
提案市	中野市		
提案要旨	<p>煩雑な事務手続きが省け、迅速な手当の変更にも対応可能となるとともに、マイナンバーカードの取得促進にも寄与できることから、児童手当の給付方法を（仮称）「児童手当機構」に一元化して、出生児にマイナンバーカードを交付し、児童の公金受取口座へ直接支給することを要望する。併せて、児童手当を全額国庫負担とすることを要望する。</p>		
提案理由	<p>岸田総理大臣が掲げる「次元の異なる少子化対策」の実現に向け、児童手当の仕組みの再構築により、迅速かつ効果的な対策が行えること、また、制度改正ごとに必要となる自治体職員やシステム改修の負担の軽減、引越時等の受給者の負担軽減が図られる。</p>		
現況及び課題等	(現状：中野市)		
	R 3 決算	事務費等	4,341千円（正規職員給与分は除く）
		扶助費	636,495千円（市：98,255千円）（延べ 58,097人）
	R 4 予算	事務費等	3,362千円（正規職員給与分は除く）※現況届廃止による減
		扶助費	635,280千円（市：98,012千円）（延べ 49,440人）
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況届を毎年提出することは無くなったが、受給資格者の確認（所得の確認等）が煩雑であり、転入転出時の自治体間の連絡がアナログ（文書、電話）で行われている。 ・ 所得制限等を設けず、給付のみに特化した機構に一元化することで、子育て世帯の負担軽減、地方自治体の事務軽減が図られることを期待する。 			
関係法令	児童手当法		

区分	■ 新規 □ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	3 新型コロナウイルス感染症の分類変更に伴う医療機関への支援について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>国による新型コロナ感染症の感染症法上の分類変更後における政策・措置については、幅広い医療機関が患者を受け入れ、必要な医療提供体制が確保できるよう、医療機関に対して感染状況に応じた適時適切な財政的支援を講じられるよう要望する。</p> <p>併せて、医療機関を受診する際の感染対策や、医療機関内で発生した感染に対する理解の促進など、国民に対する周知、啓発活動を実施されるよう要望する。</p>		
提案理由	<p>国は、5月8日から新型コロナ感染症の感染症法上の位置づけを「5類」に引き下げ、これまで医療提供体制を確保するために講じてきた、医療機関に対する診療報酬の特例措置や病床確保料等の補助制度を段階的に見直すこととした。</p> <p>この見直しに対し、医療関係者には、発熱患者を受け入れる医療機関の減少、必要病床の確保難、救急搬送困難事例の増加などの懸念が生じている。</p> <p>については、一部の医療機関に負担が集中しないよう、幅広い医療機関が患者を受け入れる体制を構築するため、医療機関が講ずる感染防御対策への支援や、診療報酬等による財政的支援のほか、国民に対しては、医療機関受診時におけるマスク着用等の感染対策の継続、医療機関の努力にもかかわらず施設内で発生した感染に対する理解などの啓発が必要である。</p>		
課題等 現況及び	<p>令和5年1月27日に国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」は、本年5月8日から感染症法上の分類を「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」とすることを決定した。この変更に伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について見直しを行い、3月上旬に医療提供体制及び公費支援の見直し等の方針が示された。</p>		
関係法令	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 新型コロナウイルス感染症対策における感染管理認定看護師派遣の継続について		
提案市	飯田市		
提案要旨	新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行した後も、介護施設等に対する感染管理認定看護師の派遣継続を要望する。		
提案理由	<p>長野県では、高齢者施設等（高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び授産施設）における感染拡大防止として、利用者、施設従事者及び同居の家族に発熱等の症状がある場合は、利用・従事を控えること、また集団感染が発生した際は、保健所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等を必要に応じて派遣することとしてきた。</p> <p>特に介護施設等への感染管理認定看護師派遣は、重症化リスクの高い基礎疾患を有する入所者に対する感染防止対策の効果が非常に高いものとする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に「5類」に移行されると、マスク着用ルールなどの感染対策が緩和されるが、移行後においても、高齢者等に対する重症化リスクは変わらない。介護施設等への感染管理認定看護師の派遣について飯田医師会から継続要望書が提出されている。</p>		
現況及び課題等	<p>新型コロナウイルス感染症長野県対策本部における振り返りにおいて、「第6波・第7波では医療機関・高齢者施設等での感染が急増したが、保健所と連携して感染管理認定看護師等を派遣することで、当該施設等における感染対策の推進及び感染拡大防止に寄与した。」と評価されている。</p> <p>第6波（R4.1.1～R4.6.30）実績：48か所、53人、延べ活動日数83日 第7波（R4.7.1～R4.9.25）実績：42か所、45人、延べ活動日数59日</p> <p>現在の新型コロナ変異株は重症化率や致死率が低下している一方で、「5類」移行後は感染対策の緩和により広がりやすくなることが想定される。重症化しやすい高齢者等をどう守るかということが課題である。</p>		
関係法令			

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	5 救急安心センター事業（#7119）の導入と周知について		
提案市	小諸市、佐久市		
提案要旨	<p>救急車の適正利用につなげる「救急安心センター事業（#7119）」を導入し、適切な救急搬送や医療受診を呼び掛けることにより、地域の救急医療体制の維持につなげる。併せて、地域医療の負担を軽減するための啓発も要望する。</p>		
提案理由	<p>住民の安心安全のために、救急医療体制の維持は不可欠であるが、医師をはじめとする医療従事者の人材不足や、令和6年度から施行される医師の働き方改革への対応もあり、救急医療現場では、体制の維持に不安を抱えている。中でも、二次・三次救急でのウォークイン患者や受診するかどうかの電話への対応が、救急業務を圧迫しているとの声がある。</p> <p>既に小児救急医療については#8000を導入いただき市町村でも住民に周知しているが、在宅高齢者等も増加しており、更にはコロナ禍での医療需要も増していることから、#7119についても導入いただき、住民が救急安心センターを有効に活用することで、地域医療の負担軽減につながるよう、救急医療の適正受診及び救急車の適正利用についても啓発していくことが必要と考える。</p>		
現況及び課題等	<p>地域の救急医療体制を維持していくための会議にて、医師をはじめとする医療従事者の確保が難しい中、二次・三次救急医療の機能を維持していくにあたり、ウォークイン患者や受診の電話相談への対応が現場の大きな負担になっていることが、医療現場の声として上がっている。</p>		
関係法令			

区分	■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	名称	日本下水道事業団
件名	6 日本下水道事業団との協定による工事発注に伴う入札への対応について		
提案市	中野市		
提案要旨	<p>昨今の経済・世界情勢により全国的に建設コストが上昇している状況の中、日本下水道事業団（以下「JS」という。）では、機器単価や材料費の見直しは困難との理由で、予定価格と入札価格との開きが生じていることから、入札が不落となるなど工事の進捗に影響が出ている。そのため、国の機関を通じて、JSにおいては設計単価の変更を柔軟に行い、予定価格と入札価格との乖離に対応していただくよう要望する。</p>		
提案理由	<p>新型コロナ、ウクライナ情勢などにより全国的に建設コストが上昇しているにも関わらず、JSではコスト上昇に見合った機器単価や材料費の見直しを実施しておらず、それ以外の方法、例えば他の工事と合わせて発注する等により落札の可能性を上げるなどの対応を行っているとお聞きしたが、こうしたことでは国庫補助事業の適正かつ円滑な執行に支障が出るのが危惧される状況となっている。</p> <p>また、多くの市町村では専門的な下水道技術者が不足していることから、高度な技術力を持つJSとの協定による工事発注は不可欠であり、同じような状況にある市町村も全国的に多いものと考えられる。</p>		
現況及び課題等	<p>当市ではJSと協定を結び工事発注を行う案件があり、JSによる入札が不落となったため、今年度は未だに（令和5年3月現在）工事契約に至っていない。</p> <p>今年度JSで行った当市の工事に関する入札において、初回の不落は予定価格に対して入札価格が40%程度上回っており、2回目の入札は応札者もなく不調となっている。</p> <p>JSの12月時点の集計では今年度、東日本管内において1～2億円の土木建築工事に関し初回で落札した割合は3割程度という話も聞いており、入札価格との大幅な乖離が発生していると考えられる。こうしたことから、事業の適正かつ円滑な執行のため、JSにおいては入札価格に柔軟に対応できる体制をとっていただくことは急務である。</p>		
関係法令	日本下水道事業団法		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	産業労働部 産業技術課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	7 伝統的工芸品産業の支援について		
提案市	飯田市		
提案要旨	<p>県議会において制定された「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例」に規定されている伝統的工芸品の価値・魅力の周知、人材確保・育成等に対する支援、新たなものづくりの推進、伝統的工芸品の使用・活用の促進などにおいて、具体的な支援施策について提示いただくことを要望する。</p> <p>また現在、県の伝統的工芸品指定は、5事業者以上が条件になっているが、市町村長の推薦等があれば、必要に応じて1者からでも指定対象にしていただくような柔軟な運用も要望する。</p>		
提案理由	<p>伝統的工芸品産業は、ほとんどが個人事業者や中小・零細企業により支えられているが、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大、コロナ禍による需要の低迷により、廃業が相次ぎ、伝統的工芸品の技術・技法の継承が危機にさらされており、事業者への早急な支援が必要になっている。</p> <p>また、既に1者しか残っていない産業についても、支援の対象とする必要性がある。</p>		
現況及び課題等	<p>当市においても、県指定の伝統的工芸品産業である水引のほか、高い技術を持つ型染めなどの染め物業などについても廃業が相次ぎ、伝統的工芸品の事業継続、技術継承が危機的な状況になっている。さらにコロナ禍や今般の燃料費・物価の高騰が追い打ちをかけ、伝統的工芸品産業の存続が大きな課題になっている。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律 		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	観光庁
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	観光部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	8 Withコロナ時代・北陸新幹線延伸に向けた広域的な観光施策の充実について		
提案市	須坂市		
提案要旨	Withコロナ時代・北陸新幹線延伸に向けて、国内外での観光地間競争が激化するなか、観光地間・観光エリア間の連携により観光資源を相互に結びつけることで、個々の資源の魅力を増強させることができる。また、県と連携市町村で観光PRを相互に実施する取組みも必要であることから、広域観光に対する国、県の更なるリーダーシップを発揮されるとともに、多言語による観光看板、パンフレット等の作成や観光案内所での多言語対応の研修等、インバウンド対応への支援を要望する。		
提案理由	<p>旅行者によっては2泊以上の旅行日程の場合、一つの観光地だけで観光客を満足させることは難しい。観光客の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に応じて、広域的に観光地を回す必然性が生じている。そのため、旅行者の行動範囲にふさわしい、広域的に整合性のある観光施策の展開が必要である。</p> <p>広域観光推進を通じて圏域内での滞在時間を増やすことは、地域全体の経済波及効果を高めることに繋がる。これまであまり知名度の高くなかった潜在力のある観光地を、知名度の高い観光地と併せて広域の周遊ルートに組み込むことにより、知名度向上に資することが期待できる。当市に立地予定の「(仮称)イオンモール須坂」も広域観光に前向きであることから、地域活性化につなげることができるよう、国、県のリーダーシップをお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	2019年、「山・雪」を魅力とする長野県と、「海」を魅力とする沖縄県と、観光で名高い両県の様々な分野における交流を発展・拡大させることを目的として、一般社団法人長野・沖縄交流促進機構が正式に認可されスタートした。また、2020年、「日本みどりのプロジェクト推進協議会」が発足し、SDGsを意識したサステナブルツアーが実施されており、Withコロナ時代に向けてこれらの取組みが有機的に結びつき、発展することが期待される。		
関係法令			

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	林野庁
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	9 森林整備の推進について		
提案市	飯田市、伊那市		
提案要旨	<p>森林整備にあたっては、国が定める作業工程に基づき都道府県が標準単価を定めることとなっている。今後主伐・再造林の加速を図るためにも、集材機を使った本架線（主索を用いた索張り）に対する標準単価の設定および地形や現場条件に合った歩掛の設定が必要である。地域の実情に合わせた支援の強化を図るため現場に応じた標準単価、歩掛の設定を要望する。</p>		
提案理由	<p>伐期を迎えている今後の人工林の森林整備にあたっては、急峻な地形にも対応する架線集材を強力に推進する必要があるが、現行の制度では本架線に対する標準単価の設定がないため、森林所有者の負担につながることとなり整備への理解が進まない状況である。</p> <p>また、急傾斜地等での施業は生産性の向上が図りづらく、地形や現場条件による歩掛の設定がないことが、林業従事者の待遇改善につながる状況である。本架線に対する費用を標準単価に位置付けることを要望する。また、地形や現場条件に合わせた歩掛の拡充を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>先人が植え、育ててきた人工林の多くは伐期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築していくうえでは搬出間伐のみならず、主伐・再造林による森林整備が重要である。</p> <p>一方で、急峻な地形を抱える現場が多く、災害等への恐れから路網の整備による集材ができない地域も多い。それらの解消には本架線による集材が有効であると考えられるが、現行ではスイングヤーダやタワーヤーダを使った簡易集材の標準単価のみであり、索張りの設置・撤去には多くの労力（費用）を要することから整備が進まない。</p> <p>補助事業の事業単価が低いため人件費等の圧迫につながっており、魅力ある産業としてのステータスが欠如していることも、林業従事者の後継者不足につながっていると考えられる。</p>		
関係法令	森林法		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	10 空き家を除却した土地の固定資産税の減免に対する 交付税措置について		
提案市	千曲市		
提案要旨	<p>空き家対策として、空き家解体による住宅用地特例解除後の固定資産税の増額分に対し市が減免措置を行う場合、市税の減収となるため、交付税措置による補填を要望する。</p>		
提案理由	<p>所有者が空き家を解体しない要因の一つに、解体後の住宅用地の特例解除による固定資産税の増額がある。</p> <p>解体促進を図るため、住宅用地特例解除後の固定資産税の増額分に対し、一定期間減免措置を行うことを検討しているが、減免措置を行った場合、市の減収となる。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法第15条（財政上の措置及び税制上の措置等）によれば、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとあることから、減免による減収分の補填をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>昨年度、空き家所有者へアンケート調査を実施したところ、固定資産税額上昇について軽減制度の継続・減免制度の創設を求める意見が多く寄せられた。</p> <p>19市の状況を確認したところ、1市が空き家を除却した土地の固定資産税・都市計画税の減免を実施している。</p> <p>空き家対策の推進のために一定期間減免措置を行うことを検討しているが、減免措置を行った場合、市の減収となる。</p>		
関係法令	地方税法第349条の3の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第15条		

Ⅲ 副市長・総務担当部長会議送付議題

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	1 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充について		
提案市	佐久市		
提案要旨	<p>地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持することを目的に、地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス・デマンド交通の運行に対し交付を受けている標記の国庫補助金（以下「本補助金」という。）について、交付額の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>各市町村において、地域住民の通勤、通学、通院、買物等の手段としてバス・デマンド交通などの公共交通施策を実施しているところであるが、地域のニーズにきめ細やかに対応する移動手段を確立するための運行経費の抑制は困難である。さらに、利便性の向上を図るための運行体系の見直しや新技術の導入には新たな財政負担が発生する。</p> <p>そのため、補助金による財政負担の軽減は公共交通施策の実施において非常に重要なものである。</p>		
現況及び課題等	<p>佐久市では、運行体系の見直しとしてデマンド交通の運行エリアを市内全域へ拡大する実証運行を実施しており、本運行への移行後は現在補助対象系統に含まれていないエリアについても本補助金の補助対象系統に追加される予定である。</p> <p>しかしながら、本補助金は人口規模により、市としての補助上限額が算定され、各運行事業者へ按分して交付されるものであり、補助対象系統が新たに追加されても全体の交付額は変わらない。そのため、現行の補助金額に補助対象系統数に応じた加算額を上乗せするなどの算定方法により交付額の拡充がされなければ財政負担の軽減に繋がらないものである。</p>		
関係法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱		

区分	■新規 □再提案（第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	企画振興部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について		
提案市	飯山市		
提案要旨	豪雪地帯で生活する住民が購入する除雪機に対する補助制度の創設を要望する。		
提案理由	<p>豪雪地帯で生活していくためには自宅の除雪が不可欠であり、自宅の除雪をおこなうため除雪機を購入して除雪を行うことが一般的となっている。そのため、降雪の無い地域に暮らす方と比較すると生活するための経済的負担が増となっている。</p> <p>令和4年3月31日の豪雪地帯対策特別措置法改正に伴い改正された豪雪地帯対策基本計画（令和4年12月9日閣議決定）では、豪雪地帯は毎年の恒常的な降積雪により住民の生活水準の向上が阻害されてきたとしている。</p> <p>そこで、豪雪地帯で生活する方の経済的負担を軽減することで生活水準の向上を図るため除雪機の購入に対する補助制度の創設を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>豪雪地帯で使用する除雪機は、積雪量が多いため大型のものが主流であり価格が高く（百万円以上）大きな経済的負担となっている。令和4年1～3月の豪雪における当市の最大積雪量は、飯山観測所で2m32cmであり、市の北部では4m近い積雪量となった。これだけの積雪量となると大型の除雪機でないと除雪が極めて困難となる。</p> <p>当市では高齢者等の除雪を近隣住民が行う「玄関先除雪支援事業」を実施しているが、殆どのケースで除雪機が使用され、一般家庭の除雪機が共助のために用いられ地域の生活を支えている実態がある。</p> <p>このように除雪機は豪雪地帯の生活に欠かせないものであり、当市では一般家庭が購入する除雪機に対する補助制度を検討している。</p>		
関係法令	豪雪地帯対策特別措置法		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	長野県
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	3 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>歯科健（検）診受診者への便宜や受診率の向上を図るため、妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の新たな整備を要望する。</p>		
提案理由	<p>現在、市町村長の委任を受けた長野県知事と、協力する医師（県医師会会員）を代表して県医師会長とが契約を締結し、予防接種業務やがん検診業務において相互乗入れ制度が実施されている。この制度を活用することにより、予防接種においては、里帰り出産等の理由で居住地を離れる場合など、居住市町村での接種が困難な者に対し、被接種者への便宜及び接種率の向上が図られている。また、がん検診においては、住所地以外の市町村の医療機関でも受診ができるため、より受診がしやすい体制の確保が受診率向上につながっている。</p> <p>しかし、歯科健（検）診においては、この制度が整備されていない。当市でも、歯科健（検）診を2021年6月から実施しているが、市外の歯科診療所がかかりつけ歯科であるため、そちらで健（検）診を受けたいという希望や問合せも増加してきている。</p> <p>以上を踏まえ、歯科健（検）診受診者への便宜や受診率の向上、また、歯の健康を守ることで疾病の予防にもつながることから、提案するものである。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ●当市の受診率 <ul style="list-style-type: none"> 2021年度 (妊婦：20.0%、成人：11.7%) 2022年度9月末時点(妊婦：30.6%、成人：6.7%) ○県歯科医師会及び郡市歯科医師会との調整が必要 ○相互乗入れ制度への協力依頼（歯科医療機関の周知等） 		
関係法令	母子保健法、健康増進法		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・8・18第151回総会；松本市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について		
提案市	松本市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	強度行動障がい者（児）を在宅で介護している家族を支援するために市町村が実施する事業に対し、県費の補助を要望する。		
提案理由	<p>各市が実施又は実施予定の以下の支援について、県内すべての市町村で同様の事業が実施できるように県の財政的支援を求めるもの。</p> <p>① 地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障がい者の単価を新設（令和5年度から松本障害保健福祉圏域の8市村で、共通の単価により実施予定）</p> <p>② 住宅整備事業の強度行動障がい者への対応</p> <p>③ 強度行動障がい者に対応するための施設改修費用等に対する補助</p>		
現況及び課題等	強度行動障がいは、直接的他害（噛みつき等）、間接的 he 害（睡眠の障害等）、自傷行為、破壊活動などが、通常考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では介護が極めて困難な知的障がい者に多い二次障がいである。社会資源や人材が整わないため、家族を主とした介護で支えている現状がある。		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R3・4・15 第148回総会；駒ヶ根市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野	
			<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設	
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁		
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部	
	<input type="checkbox"/> その他	名称		
件名	6 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について			
提案市	中野市、飯山市			
提案要旨	福祉医療費給付事業における県補助対象について、小学4年生から中学生までの通院医療費が対象となるよう要望する。			
提案理由	福祉医療費給付事業の県補助対象について、本年度から通院分が小学3年生まで拡大されたが、市町村の財政負担が依然として大きいため、対象を更に中学3年生まで拡大されるよう要望する。			
現況及び課題等	・乳幼児等の福祉医療費の対象年齢			
		県補助	中野市	飯山市
	入院	中学校卒業まで	中学卒業まで	高校卒業まで
	通院	小学3年生まで	中学卒業まで	高校卒業まで
	・福祉医療費支給額（乳幼児等） (単位：千円)			
	【中野市】	支給額	県補助金 (対象の1/2)	一般財源
	R元年度（決算額）	81,145	20,911	60,234
	R2年度（決算額）	64,762	16,118	48,644
	R3年度（決算額）	73,469	18,456	55,013
	【飯山市】	支給額	県補助金 (対象の1/2)	起債 (市単独事業)
R元年度（決算額）	42,036	9,501	22,752	
R2年度（決算額）	30,851	5,775	18,000	
R3年度（決算額）	39,364	7,496	22,000	
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱			

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案（令和元年第146回総会；飯田市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	名称	全国民生委員児童委員連合会
件名	7 民生委員・児童委員制度の在り方と負担軽減について		
提案市	飯田市、飯山市		
提案要旨	<p>民生委員・児童委員を取り巻く社会状況は、制度創設から100年経過する中で大きく変化している。福祉関係制度の改正が行われる中で、この制度が時代に適応しているかの検証をお願いしたい。</p> <p>また、民生委員・児童委員のなり手不足解消のため、民生委員・児童委員活動の負担軽減について検討し、具体的に負担軽減につながる活動の指針を示すことを要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度が変遷する中、民生委員・児童委員活動の環境は大きく変化している。また、活動の中心を担う年齢層（60歳以上）は、以前と違い多くが就労するなど、その活動に総じて負担感が増している。 ・今回の一斉改選において、新たな民生委員・児童委員のなり手不足が顕著である。推薦母体である地域自治組織からは、活動の負担軽減や処遇改善など、活動内容の在り方も含め制度の見直しを求める要望が大きい。 ・また、負担感や責任の重さから任期1期で退任する委員の割合が高く、継続した地域とのつながりが持ちにくくなっている状況である。 ・今の時代に合った制度への見直しと、活動の負担軽減や処遇改善などは今後の安定した選任につながる。 		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の全国における定数に対する委嘱率はH25年改選時97.3%、H28年改選時96.5%、R元年改選時95.51%と年々低下している。 ・民生委員・児童委員の改選時における新任委員の割合はR元年改選時全国平均31.4%。飯田市では55.74%。（飯山市 R元年84.93% R4年77.46%） ・飯田市の民生委員・児童委員の平均年齢は、H25年改選時65歳、H28年改選時67歳、R元年改選時67歳（飯山市 R元年66歳 R4年66歳） ・飯田市の民生委員・児童委員の活動状況はR3年度の一人当たり平均142日である。（飯山市 R3年85日） ・飯山市では、R4年8月に民生児童委員を対象にアンケートを実施したと 		

	ころ、約7割が負担感を感じており、課題として冬期間の高齢者世帯等の住宅除雪対応、地域のつながりの希薄化、民生児童委員活動への理解不足などがあげられている。
関係法令	民生委員法

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・8・18 第151回総会；長野市ほか7市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	環境省、財務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	8 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、大町市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、ごみ焼却施設、最終処分場など市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう求める。</p> <p>また、全ての廃棄物処理施設の整備に関する用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費及び解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、新たなまちづくりの推進や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施しており、交付金は、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことができない制度である。 ・建設候補地の選定から建設同意を得て建設着手に至るまでには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に併せ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を新たに交付要件とする際には、十分な経過措置期間を設けることが必要である。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、それに対する交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 ・平成30年6月に策定された「廃棄物処理施設整備計画」においては、地域住民の福祉の向上や災害時の防災拠点としての役割などの「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられており、施設整備地域に多面的な価値をもたらす施設の整備が求められているが、裏付けとなる財源措置が必要である。 ・焼却施設解体工事が交付対象となるのは、廃棄物処理施設の整備に伴うものや、新たに焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体工事となっており、既に廃炉となった焼却施設単体での解体工事は対象外となっている。廃焼却施設を放置しておくこと、風雨にさらされた構築物の崩壊・倒壊等の危険性が増長されることになり、施設の解体は喫緊の課題となっている。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分の整備費が交付金の交付対象となっていない。 ・廃棄物処理施設の解体には、特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壌汚染対策等の多額な費用が必要となる。 ・交付金の交付には新施設竣工の翌年度に解体着工が必要であり、かつ、交付金の交付対象が整備した施設と同数に限定される。また、既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていないため、交付金による支援範囲の拡大が必要である。 ・市町村が解体費用を全て一般財源で賄うことは、コロナ禍等の影響や景気が不透明なこと等から、非常に厳しい状況であり、新たな廃棄物処理施設整備が伴わない解体工事費についても交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>【長野広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野広域連合がごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分が交付金の交付対象となっておらず、その分が構成市町村の費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の交付対象となっておらず、その分を一般財源で賄うことになり、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 <p>【松塩地区広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）で

は、新たなごみ焼却施設の建設計画の策定を進めている。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。

- ・特に、地元対策の周辺環境整備に要する費用等は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。

【上田地域広域連合関係】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでおり、令和2年11月から環境影響評価を開始している。
- ・上田市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみたい肥化施設）の建設に向けた生活環境影響調査等の事業に着手している。
- ・新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3グリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が1か所に限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。
- ・広域連合及び上田市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【川西保健衛生施設組合関係】

- ・新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い既設ごみ焼却施設の2施設が閉炉となっている。内1施設は循環型社会形成推進交付金交付要綱の改正により交付対象となったが、現制度下では残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費

	<p>すべてを一般財源で賄わなければならない。制度改正により全額交付対象とするよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の整備には、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となることから、交付対象外であるこの費用についても、交付金の対象とするよう要望する。 <p>【北アルプス広域連合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北アルプス広域連合では、大町市、白馬村及び小谷村の3市村によるごみ処理広域化を進めており、平成30年8月には新たなごみ焼却施設の供用を開始している。 ・令和3年度からは、白馬村内の旧ごみ焼却施設の解体及びその跡地での新たなリサイクル施設の整備を進めている。また、令和5年度からは、大町市内の旧ごみ焼却施設を解体し、その跡地での資源物一時保管施設の整備を予定している。 ・ごみ焼却施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止など多額な費用が必要となるが、その財源を確保する上で循環型社会形成推進交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ3市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。 <p>【茅野市、諏訪南行政事務組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。 ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、不用となり早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。 <p>【穂高広域施設組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂高広域施設組合では、新ごみ処理施設が令和3年3月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要となっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。
<p>関係 法令</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱</p>

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・8・18 第151回総会；伊那市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 社会環境
	<input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省、環境省、財務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	9 し尿処理施設の移転解体における財政支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）では、廃焼却施設の解体に要する工事費を交付金の対象としているが、し尿処理施設の移転更新においても旧施設の解体撤去工事費を交付対象とすることを要望する。</p> <p>さらに、用地費や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>		
提案理由	<p>し尿処理施設（伊那中央衛生センター）移転改築工事後に旧施設の解体撤去工事を予定しているが、一般的な施設の解体と異なり、現地建替や工法が複雑になることから、多額の費用が必要となるため、市町村における財政負担は大きなものがある。</p> <p>施設の特异性に対する住民感情を考慮すると、移転改築するケースは多く、旧施設の撤去は事業において必須であり、施設の建設と解体は一体の事業と考える。</p> <p>また、改築工事にあたり、地元住民の理解を得るための施設周辺整備や地域環境整備は欠かせないが、これに係る財政的負担も大きいことから、本交付金による支援範囲の拡充が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）が、伊那市に建設した「し尿処理施設（伊那中央衛生センター）」は、昭和55年の供用開始から40年が経過し老朽化が進行してきたことから、施設の移転改築を計画している。（令和2年度～令和9年度）</p> <p>移転改築後、旧施設の解体工事や施設周辺整備を実施するが、解体工事の財源として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用する予定であるが、これは資金手当てのみであり、今後の償還において本体工事の起債償還に加え、周辺整備については特定財源がないことから、構成市町村には多額の費用負担が発生し、行政運営への影響が懸念される。</p>		
法関令係	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>循環型社会形成推進交付金要綱</p>		

区分	■新規 □再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	■国	担当省庁	林野庁
	■県	担当部局	林務部
	■その他	名称	（国研）森林研究・整備機構 森林整備センター、公益財団法人 長野県林業公社
件名	10 分収造林契約地の契約満了時における住民等の負担軽減について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>昭和30年代頃に国や県等と契約された分収造林契約が今後契約満了を迎えてくるが、伐期を迎えた森林の分収後の再造林や今後の管理には多額の負担が必要となるため、契約にある持分割合の変更（国等の持分低減）や契約者による買取価格の軽減、また、主伐した場合の再造林経費への補助拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>分収造林契約は、契約地の伐採を行い、収益を持分割合で分収することが原則であるが、木材価格の低迷や搬出経費等の現場条件等により、分収後の再造林経費の捻出が困難なことから契約満了時に契約相手方の持ち分を買い取る方法がほとんどで、林野庁との契約については、多額の費用が掛かり契約者にとっては大きな負担となっている。</p> <p>また、伊那市における契約主体は生産森林組合や地域の組合、集落がほとんどであり、高齢化と契約を知らない世代への移行により深刻な問題となっている。</p> <p>分収契約の履行に向けて、契約者の負担を減らす必要があることから、契約にある持分割合の変更や買取価格の軽減を要望する。</p> <p>令和5年度から県は森林税を財源に主伐した場合の植林や一定期間の保育経費を全額補助するとしており大変期待している。必要な森林にその補助が行き渡るようお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>当市内には、現在、国（林野庁）5個所、県12個所、森林整備センター33個所、県林業公社51個所の契約地があり、その内の75%が市以外の生産森林組合や地域の組合、集落等になっており、最近それらの団体から費用面についての相談が出てきている。市議会でも市民の負担軽減について一般質問があった。</p>		
関係法令	<p>分収林特別措置法（昭和33年法律第57号） 公有林野等官行造林法（昭和36年に廃止されたが、それ以前の契約については同法の効力を有する）</p>		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	法務省、国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	11 空き家問題を解決するための相続財産管理人選任の申立て等に係る費用の国費負担について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>所有者、管理者が不在の空き家や、相続放棄された空き家の管理が行われず放置され、地域の住環境に悪影響を及ぼしている空き家問題を解決するため、相続財産管理人制度があるが、この制度は裁判所へ予納金を納める必要があり、建物等の売却益が出ない物件に関しては管理人報酬を予納金から支払うため、予納金が返還されない。また、空き家が売却できない場合は、長期間、管理人報酬等の費用を負担する必要があり、制度利用の障壁となっている。</p> <p>よって、地方公共団体が相続財産管理人選任の申立てを行う際は、国において予納金等、空き家の処理にかかる費用を負担することを要望する。</p>		
提案理由	<p>空き家対策総合支援事業の中に「財産管理人制度の活用」に関する補助があるが、補助要件に合致していることが求められ、支援事業の対象にならない空き家の措置は、市単費で予算措置をしている。</p> <p>相続財産管理人選任の申立てに必要な予納金等の費用が国費負担となることで、地方公共団体の予算措置が不要となることから、相続放棄された空き家等に対して相続財産管理人選任の申立てが行いやすくなり、空き家問題の解決につながることを期待される。</p>		
現況及び課題等	<p>相続放棄された空き家は、相続放棄した人が相続財産管理人選任の申立てを行うことも出来るが、申立て等にかかる費用を全て負担する必要があり、相続放棄した経緯等から空き家として放置されたままとなってしまう、状態の良い空き家であっても、管理されず放置されることで劣化が進み特定空家等の候補となってしまうケースが多々見受けられる。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法 ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法 		

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部（都市・まちづくり課）
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	12 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について		
提案市	中野市		
提案要旨	<p>これまで景観計画策定業務については、令和3年度事業分までは、景観法に基づく景観計画策定又は改定に要する経費について「景観改善推進事業」により国庫補助金の交付を受けられていたが、令和3年度の要綱改正により、景観関連の計画等を定めていない市区町村は、令和4年度から同補助金の補助対象外となった。</p> <p>よって、国においては補助要件の拡大など自治体への支援制度を見直すとともに必要な財源確保を、県においては新たな補助制度等の創設を要望する。</p>		
提案理由	<p>美しく豊かな景観の育成は、まちづくりの重要な施策のひとつであり、各自治体でも取組を進めているところである。そうした中、国や県の補助制度が事業実施の大きな後ろ盾となっており、本市においてもこの制度を活用し事業実施を想定していたが、要綱改正で補助対象外となったことにより財源の確保に苦慮している。</p>		
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、令和7年4月の景観行政団体への移行及び景観条例施行予定に向け、令和4年度から基礎調査業務に着手している。 ・本計画については、全国的には多くの自治体が未策定であり、県内においても、特に44都市計画市町村のうち18市町村が未策定となっている。 		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・4・14 第150回総会；長野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input type="checkbox"/> 社会環境
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	13 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進について		
提案市	長野市		
提案要旨	近年、激甚化・頻発化する災害の発生に対し、防災のための重要インフラの機能強化は不可欠であることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、「5か年加速化対策」)に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、事業の計画的な推進と5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保した継続的な取組を要望する。		
提案理由	道路ネットワークは、社会経済活動をはじめ、救急搬送や災害時の緊急輸送路など安全で安心な暮らしの確保に必要不可欠である。 国・県においては、災害に強い交通ネットワークの構築、土砂災害や老朽化対策等に向けた更なる推進をお願いしたい。		
現況及び課題等	本市では国道19号において、令和3年に2箇所相次ぐ災害の発生に伴い交通規制が行われ、その内の1箇所復旧工事に伴う片側交互通行規制が本年3月末まで約2年間にわたり行われた。特に全面通行止めの際には、地域住民は近接する狭隘な迂回路の通行を余儀なくされ、安全な通行に支障をきたす大変危険な状態が浮き彫りとなった。 こうした事態は、市民生活をはじめ広域的な社会経済活動に多大な影響を及ぼすものである。 本市のみならず、長野県は急峻で脆弱な地形を多く抱えており、頻発する豪雨等による災害発生リスクが高い状況にある。 このようなことから「5か年加速化対策」に必要な予算・財源の確保と計画的な事業の推進が必要であり、「5か年加速化対策」後も継続的な取組のため、通常予算とは別枠での予算・財源の確保が課題である。		
関係法令			

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・4・14 第150回総会; 上田市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部 (建築住宅課)
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	14 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について		
提案市	上田市		
提案要旨	<p>住宅新築資金等貸付事業を実施した市町村に対して交付される長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金は、同交付要綱において、督促等に要する経費及び強制執行の申立て等に要する経費等8項目が補助対象とされているが、このうち、「未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」等の3項目については補助対象外とされており、市町村の財政負担軽減のため、補助対象項目の復活を引き続き要望する。</p>		
提案理由	<p>住宅新築資金等貸付事業は、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため実施された事業である。国においては、貸付主体である市町村の財政負担の実情にかんがみ、同事業の円滑な推進を図るため、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金により、都道府県が市町村に対し行う助成に対し、その経費の一部を補助しており、長野県においては、「長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付している(補助率3/4以内(うち国2/3、県1/3))。</p> <p>しかしながら、長野県においては平成16年度以降、「長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱」第4に規定されている8項目のうち「(6)未償還額と強制執行等による取立て額等との差額」、「(7)災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等との差額」及び「(8)その他知事が特に必要と認める経費」の3項目については補助対象外となっている。</p>		
現況及び課題等	<p>上田市として、回収不能案件については、債権管理条例の規定に基づき債権放棄し、取立て訴訟や担保権の実行などの法的手続きが可能な案件については、手続きを進めていく予定である。「差押え財産の換金性」、「競売の場合の配当順位」等の要因により、未償還額と強制執行等による取立て額との差額が発生することが見込まれる。</p>		
関係法令	<p>(国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱 (県) 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱</p>		

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (第140回総会；長野市、松本市、塩尻市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁			
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部		
	<input type="checkbox"/> その他	名称			
件名	16 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について				
提案市	伊那市、中野市				
提案要旨	県から市町村に委託し、実施している都市計画基礎調査に係る委託調査費用について、県負担分の増額を要望する。				
提案理由	<p>都市計画法第6条に規定されている都市計画基礎調査は、概ね5年毎に都道府県が調査し、必要があると認められるときは、関係市町村に対し、資料の提出や協力を求めることができるとされている。</p> <p>本県では、県が市町村に調査業務を委託し、県の定める実施要領に基づき実施しているが、次年度調査に向けて参考見積を徴収したところ、前回調査時と比較し技術者単価が大幅に増額していることから、業者への委託料が、県から市町村への委託料を大きく上回る額となる。</p> <p>都市計画基礎調査の成果による県と市町村の相互メリットを考慮すれば、県が市町村に調査委託することについての理解はできるが、財源不足の中で、円滑な実施が困難な状況である。</p> <p>基礎調査費用の負担については、平成30年度に算出方法の見直しが行われているが、更に、市町村の費用負担を軽減されたい。</p>				
現況及び課題等	【全国】全額を都道府県が負担しているのは10都道府県(約21%)				
	【伊那市】実施状況と県からの委託料の推移				
		事業費	県からの委託料	市負担額	市負担率(%)
	H24実績	6,289,500円	2,653,000円	3,636,500円	57.8
	H30実績	7,630,000円	3,512,000円	4,118,000円	54.0
	R5予定額	9,955,000円	3,597,000円	6,358,000円	63.9
	【中野市】				
		事業費	県からの委託料	市負担額	市負担率(%)
	H24実績	2,677,500円	1,470,000円	1,207,500円	45.0
	H30実績	4,428,000円	1,401,000円	3,027,000円	68.5
R5予定額	5,258,000円	1,417,000円	3,841,000円	73.0	
関係法令	都市計画法				

県等からの施策説明

令和5年4月20日（木）

【健康福祉部】

地域医療構想等について……………施策説明 1

説明者 健康福祉部 参事（地域医療担当） 百瀬 秀樹

【下水道公社】

水道事業における市町村への技術的支援について……………施策説明 2

説明者 長野県下水道公社 理事長 小林 透

【教育委員会】

特色ある県立高校づくり懇談会について……………施策説明 3

説明者 教育委員会 教育長 内堀 繁利

県から提供のあった施策関連資料一覧（配付、データ提供）

令和5年4月20日（木）

1 机上配付資料（データも提供あり）

【企画振興部】

- ・ビジョンブック（長野県総合5か年計画）
- ・しあわせ信州創造プラン3.0（概要版）

2 データ提供資料

【危機管理部】

- ・長野県防災行政無線（衛星系）更新について
- ・令和5年度危機管理防災に関する主な事業について

【企画振興部】

- ・ビジョンブック（長野県総合5か年計画）について
- ・しあわせ信州創造プラン3.0（概要版）
- ・誰一人取り残さない・人に優しいデジタル化の推進について
- ・交通政策局の役割及び取組について

【県民文化部】

- ・第2次長野県文化芸術振興計画について
- ・第3次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画について
- ・信州自然留学（山村留学）の推進について

【環境部】

- ・長野県水道ビジョンの改定について
- ・長野県生活排水処理構想（2022改定版）について

【産業労働部】

- ・長野県産業振興プランについて

【観光部】

- ・令和5年度長野県観光振興アクションプランについて
- ・長野県観光振興財源検討プロジェクトチームの研究結果について
- ・長野県観光キャンペーン「Go Nature. Go Nagano.」の展開について

【農政部】

- ・豚熱及び高病原性鳥インフルエンザへの対応について

【林務部】

- ・令和5年度からの森林づくり県民税を活用した新事業について

【建設部】

- ・時間外労働の上限規制適用に伴う取組について
- ・長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例について
- ・住宅分野のゼロカーボンの推進について

【教育委員会】

- ・市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」の運営状況について

【警察本部】

- ・令和5年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の実施について
- ・電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害防止対策について

出席者名簿

(敬称略)

来賓

長野県副知事 関 昇一郎
 長野県議会議長 丸山 栄一
 長野県町村会会長 羽田 健一郎
 長野県市議会議長会会長 寺沢 さゆり
 長野県企画振興部市町村課長 平林 正枝

市名	職名	氏名
長野市	市長	荻原 健司
	主査	伊藤 慎太郎
松本市	市長	臥雲 義尚
	秘書広報室長	赤羽 志穂
上田市	市長	土屋 陽一
	秘書課長	片山 克彰
岡谷市	市長	今井 竜五
	秘書広報課長	宮澤 俊一
飯田市	副市長	高田 修
	秘書課長	小室 勇治
諏訪市	市長	金子 ゆかり
	秘書広報課長	細野 洋子
須坂市	市長	三木 正夫
	企画主事	春原 悠太
小諸市	副市長	田中 尚公
	秘書係長	山本 郁

市 名	職 名	氏 名
伊 那 市	副 市 長	伊 藤 徹
	秘書広報課長兼秘書係長	柴 千 恵 美
駒ヶ根市	副 市 長	小 平 操
	総務課長補佐兼秘書広報室長	春 日 秀 夫
中 野 市	市 長	湯 本 隆 英
	庶務課長補佐兼秘書広報係長	町 井 雅 之
大 町 市	市 長	牛 越 徹
	課長補佐兼秘書係長	太 田 浩 司
飯 山 市	市 長	江 沢 岸 生
	課長補佐兼秘書係長	田 中 洋 道
茅 野 市	市 長	今 井 敦
	秘書広聴係長	宮 下 賢 仁
塩 尻 市	市 長	百 瀬 敬
	秘書広報課長兼秘書係長	塩 原 清 彦
佐 久 市	市 長	柳 田 清 二
	秘 書 係 長	木 内 琢 磨
千 曲 市	市 長	小 川 修 一
	秘書広報課長	宮 尾 一 彦
東 御 市	市 長	花 岡 利 夫
	秘書課長兼秘書係長	西 澤 好 美
安 曇 野 市	市 長	太 田 寛
	秘書広報課長	洞 武 志
長野県企画振興部 市 町 村 課	企画幹兼課長補佐	小 林 克 夫
	係 長	伊 藤 達 哉
	主 任	金 井 航
	主 事	岩 崎 拓 実
市長会事務局	事 務 局 長	青 木 弘
	事 務 局 次 長	滝 澤 嘉 紀